

ジャンル	意見	金測メモ	1/25検討結果
利用目的	利用目的は、市民と他団体(その団体のみならず)のためにもなること	条例 第1条	
	他の市民活動団体との交流、知り合うきっかけ作り	条例 第3条	
	市民活動を行う団体・個人を支援する施設	条例 第1条 (要確認)	
	公益的活動をする団体	条例 第1条	
	これから活動を行いたい個人	条例 第1条 (要確認)	
	利用目的(基準)は、常に改善する	事務局	
会議室(予約方法)	予約はTEL、FAX、メール、申請書のいずれも可	要検討	(電話は仮予約とし、後日正規な申請をする)
	HP上で仮予約できる(メールは?)	要検討	HPで用紙をダウンロードし、メールに添付して申請
	事前に申し込む(1ヶ月程度前)	要検討	予約は利用予定の2箇月前から
	会議室の貸し出しは、ある程度の時間制限(一団体2時間)あり。利用団体なければ延長可。	要検討	時間制限は特に設けないが3時間程度を目安に午前、午後、夜間と大まかに分けて予約受付
	利用団体名を会議室に掲示(利用団体のオープン化とPRを兼ねて)	要検討	団体名を掲示
	会議室利用申請書は、市ホームページからダウンロードするか、センター事務局、広報広聴課窓口にて	要検討	
	利用予約(申請書によって受け付けする)	要検討	利用3日前までに申請すること
	利用予約は1ヶ月前から	要検討	2箇月前
	電話で仮予約はOK?	要検討	
	会議室は使用許可申請	要検討	
	利用可能人数の表示	事務局	
	会議室に時計を設置する	事務局	
	事前予約の制限(3ヶ月前まで)	要検討	2箇月前
	予約(早い者? 抽選?)ダブルブッキング	要検討	先着順
	会議室の貸し出し簡素化(1階機能の登録団体は優先?)	要検討	特に設けない
	事務室がPM9:00閉館ならば会議室はPM8:00閉館	事務局	9時前までに退室する
禁止事項	同伴について(親の責任であり基本的に許可する)	事務局	特に設けない
	営利活動は行わない	条例 第7条	
	一般的な禁止事項に順ずる	条例 第7、8条	
	清掃を義務とする(整理整頓)	要検討	
	ゴミの持ち帰り(ゴミを置いて行かない)	要検討	
	飲食は許可制にする(コーヒー類はOK、BBQはダメ)	要検討	飲み物はアルコール以外であればOK、たべものは、弁当くらいであれば良いが、火気を使う等極端なものは不可
	利用基準(ルール) 基本的な事項は他の所のものを参考にする	事務局	

	備品(コピー機、パソコン、印刷機等)の使用は団体に所属していない個人は使用できない	条例 第6条	基本的に不可
	パソコンの利用は1時間まで	要検討	特に設けないが、利用希望者が複数あった場合は譲り合う
	・たばこ ・食事(食べものOK) ・飲みものはOK	要検討	飲み物はアルコール以外であればOK、たべものは、弁当くらいであれば良いが、火気を使う等極端なものは不可
	大きなきまりは必要だと思うが規則で縛り過ぎない	事務局	
	利用制限 施設長がする = 広報広聴課長	事務局	
	火気厳禁	事務局	
	禁酒 禁煙	条例 第11条	
登録(方法)	登録している団体がわかるように掲示する	要検討	団体名と活動内容程度
	年度毎に申込みしてもらう	要検討	
	ボランティアを希望する個人にも登録をしてもらう	条例 第4条 (要確認)	特にしない
	登録団体に諸掲示の了解を得る	要検討	団体名と活動内容程度
	登録団体の活動等の概要をファイリングし、閲覧をしてもらう	要検討	個人情報等もあるので、閲覧は不可
	随時、登録、使用可とする	条例 第6条	審査期間(2~3日)を設け、登録証交付後使用可とする
	個人利用者登録(登録する必要はなしでOK)	条例 第4条 (要確認)	基本的に個人は登録できない
	利用団体登録 ・市民活動を行う団体であること ・3人以上の者で構成されていること ・おおむね三沢市民で構成されていること	条例 第4条	
	所定の申請書類を提出する(市役所担当課)	条例 第6条	規則第5.6条
	登録団体 ・三沢市で活動する団体 (NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、町内会) センター管理運営方針とレベルあわせる	条例 第4条	
	団体登録申請書	条例 第6条	規則第6条
	団体構成員名簿	要検討	×
	コピー機、パソコン、印刷機、裁断機、紙折機の使用にあっては事前に団体登録を行い、登録証の発行を受けなければならない	条例 第6条	
	三沢市内在住、居住する会員のいる団体	条例 第4条	
	登録できる団体のある程度具体的に示す	要検討	規則第6条(様式第3号)
	年に一度の更新制	要検討	(年度ごと)
	登録の有効期間 登録から3年間(更新可)	要検討	年度ごと
	ホームページに申請フォームをつくる	要検討 検 討事項	

	団体とは？複数(2名以上)が所属する組織	条例 第4条	3名以上を基準
	団体登録は単年度毎とする	要検討	
	登録は基本的に団体	条例 第4条	
	登録は1年更新とする(事務局が管理しやすいように年度で更新)	要検討	
	実績のある団体と新しい団体の登録	要検討	特に設けない
	利用対象団体(三沢市内に在住) 市街団体で三沢市内で活動する団体の利用は？	条例 第4条	構成員に三沢市在住の者がいればOK
	コピー機等機能の利用制限 = 登録制	要検討	
	登録時団体の規約、収支などの提出(団体の育成を図るため)	要検討	NPO法人等であれば、定款等があるが、任意の団体にはないところもあるので、特に求めない。
	登録団体をつなげる努力 運営協議会もしくは別にまちづくり協議会	事務局	運営が軌道に乗ってきたら、利用団体で組織する
	利用団体の登録審査はどうする？	要検討	申請書に不備がなければOK
	個人が市民活動をするのではないか？ あるよって個人も機能を使えるようにする 登録	条例 第4条 (要確認)	コピー機等の作業スペースの利用は不可だが、交流スペースの出入りはOK
	個人が活動を広げる為の登録	条例 第4条 (要確認)	個人の登録なし
交流(作業スペース)	交流コーナーは基本的に誰でも自由に使える	要検討	
	交流スペースの予約方法(使用方法)	要検討	予約は必要なし
	作業スペースを一つの団体が独占しないために2時間という制限をつくる(コピー機、印刷、パソコンなど)	要検討	特に設けない(譲り合い)
	利用機器(作業コーナー)はゆずり合いましょう	要検討	
	交流スペースの予約方法(使用方法)	要検討	予約は必要なし
その他	休日(日曜、祝祭日、年末年始12/29~1/3)	確認のみ	
	センターの利用時間(午前9時~午後9時)	確認のみ	
	子ども連れでも利用できるようにキッズコーナーがあるといいかも	要検討	×
	月替わりとかで団体のPRコーナーを設置する(掲示板や模造紙で)	要検討	
	相談日誌をつける(事務員の仕事)	要検討	
	利用者状況の把握のため来場(利用)者名簿に記入してもらう	要検討	
	受け付けの記録用紙の保管	要検討	?
	図書の持ち出し基準	事務局	?
	損害賠償の基準	条例 第12条	
	センターだよりを発行し(事務局)利用促進する	要検討	運営が軌道に乗り、必要があれば
	広報広聴課が主催するセミナーなどはネットワークセンターを活用する	事務局	
	「市民活動の日」をつくり、センターで大きなイベントを開き(年1回)市民の理解を得る	事務局	運営が軌道に乗り、必要があれば